

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例基準	
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号： 03-5253-7524
評価実施時期	平成24年3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的・必要性】 東日本大震災を機とする電力需給のひっ迫を受け、病院やオフィスビル等において非常の場合に備えた大容量の電気を貯めるための蓄電池設備の需要が高まっており、また、蓄電池設備での危険物の取扱い形態は、蓄電池内部の危険物(電解液)に電気を流すという画一的なものであるため製造所の技術基準を全て適用することは合理的ではない。以上により、蓄電池設備を建築物の一区画等に設置できるようにするため、規制の改正を行う。</p> <p>【内容】 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を、建築物の一区画等に設けることを可能にするものである。その際、蓄電池設備を設置する一区画等に関しては、危険物を取り扱う部分以外への延焼等を防ぐため、特例基準に適合させることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	・危険物の規制に関する政令第19条、危険物の規制に関する規則第28条の54、第28条の60の4
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>①基準適合費用 蓄電池設備を建築物の一区画等に設けることを可能にした場合、当該設備を設置しようとする者は、製造所の技術基準に適合させる必要がなくなり、建築物の一区画等を特例基準に適合させれば足りることとなる。よって、遵守費用は現行より大幅に軽減することが想定される。</p> <p>②市町村長等への審査手数料 一般取扱所の審査手数料は一律であることから、特例基準を適用する場合と通常の基準を適用する場合では、一般取扱所の審査手数料は同じであり、現行と変わらない。なお、当該手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)を参考に、各地方自治体が定める条例に基づき徴収されている。</p>	
(行政費用)	蓄電池設備の需要が高まる中、建築物の一区画等に設置する一般取扱所の増加により審査費用は増大することが見込まれるが、当該審査に係る費用は危険物施設の所有者等から手数料として徴収されるため行政費用は現行と同程度である。	
(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素	
	現行と同等の安全性の確保を達成しつつ、蓄電池設備をその使用形態に合わせた合理的な規制とすることができ危険物施設以外の建築物の一部にも蓄電池設備を設置することができるようになることで、非常時の電力需要に備えるための蓄電池設備の設置の促進が見込まれる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の改正により、便益面では、現行と同等の安全性の確保を達成しつつ、蓄電池設備を危険物施設以外の建築物の一部に設置することができるようになることで、非常時の電力需要に備えるための蓄電池設備の設置の促進が見込まれる。また、費用面では、行政費用は規制の改正前後でほぼ同じであり、蓄電池設備を危険物施設以外の建築物の一部に設置するために製造所の技術基準に適合させる必要がなくなり、建築物の一区画等を特例基準に適合させれば足りることとなることから、遵守費用は現行よりも減少することが見込まれる。 以上のことから、今回の改正によって得られる便益は大きく、かつ、改正によって費用は減少することが見込まれることから、適切かつ合理的なものであると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」(座長 小林恭一 東京理科大学総合研究機構火災科学研究センター教授)	
レビューを行う時期又は条件	規制の改正後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。	
備考		